

平成28年10月24日

第76回 神戸市個人情報保護審議会

在宅医療データ分析調査のための後期高齢者  
医療レセプトデータ情報の収集について

(保健福祉局)

神保健地医第 504 号  
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

在宅医療データ分析調査のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：保健福祉局健康部地域医療課

在宅医療データ分析調査のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条3項に該当するもの

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

- ・ 保険者番号
- ・ 後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・ 性別
- ・ 郵便番号
- ・ 年齢（生年月日）
- ・ 診療年月
- ・ 医療機関コード
- ・ 医療機関郵便番号
- ◎ 診療行為コード
- ◎ 診療行為名称
  - ・ 診療行為点数
- ◎ 傷病名コード
- ◎ 傷病名
  - ・ 算定回数
- ・ レセプト全国共通キー

## 在宅医療データ分析調査のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について

### 1. 趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築が急務となっており、在宅医療の推進が必要とされているが、地理的利便性や社会資源の状況等により、高齢者の生活や在宅医療ニーズが異なっており、それぞれの地域の実情に応じて在宅医療の推進を図っていく必要がある。

そこで、後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集ならびに分析を行うことにより、年齢や地域の実情によって異なる後期高齢者の在宅医療ニーズを明らかにし、それぞれの実情に応じた在宅医療の推進にかかる施策の展開へとつなげることを目的とする。

### 2. 実施概要

- (1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合に対し、神戸市内の後期高齢者の医療レセプトデータの提供を依頼
- (2) 収集した後期高齢者医療レセプトデータと介護保険データを突合作業することにより、在宅医療を受けている後期高齢者の要介護度や介護保険サービスの受給状況等を把握（委託）
- (3) 上記レセプトデータ等に基づき、医療と介護の連携の観点から、在宅医療・介護の提供状況に関する統計資料を作成し、必要なサービスがバランス良く提供されているかどうかを分析（委託）
- (4) 調査結果報告書の作成（委託）

※ (2)～(4)は、一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団への委託とする。  
また、必要に応じて医療コンサルタントに再委託する。

### 3. 効果

現在策定が進められている兵庫県地域医療構想において、2025年の神戸圏域における在宅医療需要が現状と比べて、1日あたり約1万人増加するとの推計が示されており、今回の計画に基づき、市内の地域ごとにおける高齢者の在宅医療の状況について分析し、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の充実を図ることで、市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる社会の実現につなげることができる。

### 4. 実施計画

平成28年12月	兵庫県後期高齢者医療広域連合の個人情報保護審査会
平成29年1月	医療及び介護レセプトデータの収集
平成29年1月下旬	統計作成
平成29年2月	統計分析
平成29年3月中旬	報告書作成

## 5. 件数

市内後期高齢者医療の被保険者 約 20 万人

## 6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

本事業の所管課長は、個人情報にかかるデータについて、記録媒体の管理、電子計算機、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置などを適正かつ厳格に行う。

- (1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合からの電子データの受け取り及び神戸在宅医療・介護推進財団への電子データの受け渡しは、電子記録媒体（CD-R 等）で行い、搬送は、神戸市及び神戸在宅医療・介護推進団体の職員 2 名以上による対応、又は高いセキュリティが保障される運搬サービスを利用する。
- (2) 電子記録媒体には、暗号化や解読困難なパスワードを設置する。なお、パスワードは管理者のみに通知する。
- (3) 使用目的を達して保有する必要のなくなったデータは、地域医療課で消去するとともに、委託先においても業務終了時にデータ抹消を義務付ける。
- (4) 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して、必要な研修・指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- (5) データ分析等の外注にあたっては、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、委託先からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務付ける。